

# 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽管理者(所有者)には、

**「保守点検」、「清掃」、「法定検査」**が義務付けられています。

## 保守点検(浄化槽法第10条)

保守点検は、浄化槽の「各装置や機器類が正常に働いているか」「運転状況はどうか」「管路やろ過装置が目詰まりしていないか」などを調べ、異常や故障などを早期に発見し、予防措置を講じるものです。浄化槽は微生物の働きにより汚水を処理する施設ですから、微生物が活動しやすい状況を常に保つために必ず行ってください。

浄化槽の保守点検は、**県知事の登録を受けた保守点検業者**に依頼してください。

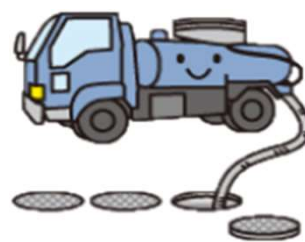


県知事の登録を受けた保守点検業者：和歌山県下水道課HP参照

## 清掃(浄化槽法第10条)

清掃は浄化槽内の汚泥等の引き出し、各装置・附属機器類の洗浄を行う作業です。浄化槽に流入してきた汚水は、微生物の働きにより処理されますが、処理の過程で必ず汚泥等が生じます。汚泥等が過度に蓄積されると浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がされなかったり、悪臭を発生する原因となりますので、必ず行ってください。

浄化槽の清掃は、**各市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者**に依頼してください。



由良町長の許可を受けた浄化槽清掃業者：(株)小林衛生 (TEL65-0626)

## 法定検査(浄化槽法第7条及び第11条)

法定検査には、新たに浄化槽が設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽について、その使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に受けて頂く**7条検査**と、その後、毎年1回受けて頂く**11条検査**があります。

毎年受けて頂く**11条検査**は、浄化槽が本来の機能を十分発揮し、放流水質が悪くなって自然環境や生活環境の悪化等につながるようなことがないように、浄化槽の稼働状況や保守点検及び清掃が適切に実施されているか否か、放流水質が法令の基準を満たしているか等について検査を行うものですので、必ず年1回受検してください。

浄化槽法定検査は、**和歌山県知事が指定した検査機関**で検査を受けてください。



県知事が指定した検査機関：公益社団法人和歌山県水質保全センター(TEL073-432-6433)